

高田松原津波復興祈念公園

基本計画



平成 27 年 8 月

復 興 庁
岩 手 県
陸 前 高 田 市

はじめに

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められています。

本計画は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県陸前高田市高田松原地区において、国、岩手県及び陸前高田市の連携のもとに設置される津波復興祈念公園について、2014年（平成26年）6月に策定した「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づき、空間デザインや協働のあり方をはじめ、踏まえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものです。

なお、本計画は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものです。

表紙写真



計画地（2014年（平成26年）9月18日撮影）

©国際航業株式会社

岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会

	氏 名	役 職
委員長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
副委員長	内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
委 員	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
〃	牛山 素行	静岡大学防災総合センター副センター長・教授
〃	篠沢 健太	工学院大学建築学部准教授
〃	広田 純一	岩手大学農学部教授
〃	本多 文人	陸前高田市立博物館長
〃	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授
		(敬称略・五十音順)
行政委員	佐藤 悟	岩手県県土整備部長
〃	戸羽 太	陸前高田市長
〃	美濃部 雄人	復興庁参事官
〃	森 勝彦	復興庁岩手復興局次長
〃	椰野 良明	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
〃	川崎 茂信	国土交通省東北地方整備局道路部長
〃	安邊 英明	国土交通省東北地方整備局建政部長

平成 27 年 3 月現在

岩手県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会
空間デザインワーキンググループ・協働デザインワーキンググループ

■空間デザインワーキンググループ

	氏名	役職
委員	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
委員 (幹事)	篠沢 健太	工学院大学建築学部准教授
委員	内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
委員	涌井 史郎	東京都市大学環境学部教授

(敬称略・五十音順)

平成27年3月現在

■協働デザインワーキンググループ

	氏名	役職
委員	五味 壮平	岩手大学人文社会科学部准教授
委員 (幹事)	広田 純一	岩手大学農学部教授
		(敬称略・五十音順)
委員	地域の活動団体等	地元の観光・商工業の関係団体、NPOなどの活動団体の関係者など(7名)

平成27年3月現在

目次

はじめに

1. 計画区域	1
(1) 位置と区域	1
(2) 事業期間	1
(3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の概要	2
(4) 周辺の関連事業	2
2. 基本理念	3
3. 基本方針と利活用・空間イメージ	4
(1) 基本方針	4
(2) 公園イメージの考え方	7
(3) 利活用・空間イメージ	7
4. 空間構成計画	15
(1) 公園区域全体の空間構成	15
(2) 国営追悼・祈念施設（仮称）における空間構成	18
(3) 公園利用者の安全確保	22
(4) 教訓の伝承	24
(5) 名勝高田松原の復旧・再生	26
(6) 植栽及び自然再生	28
(7) 中心市街地等との連携	29
5. 管理・運営方針	30
(1) 協働による管理運営の基本的考え方	30
(2) 協働による管理運営の取り組みの方向性	31
(3) 協働による管理運営体制の段階的な組織化の方向性	32
6. 今後の検討課題	35

1. 計画区域

(1) 位置と区域

高田松原津波復興祈念公園（以下「当公園」という。）の計画区域は、岩手県が都市計画決定を行った公園区域に加え、今後土地区画整理事業と調整を図りながら拡張を予定する約 130ha の範囲とします（図-1， 2）。

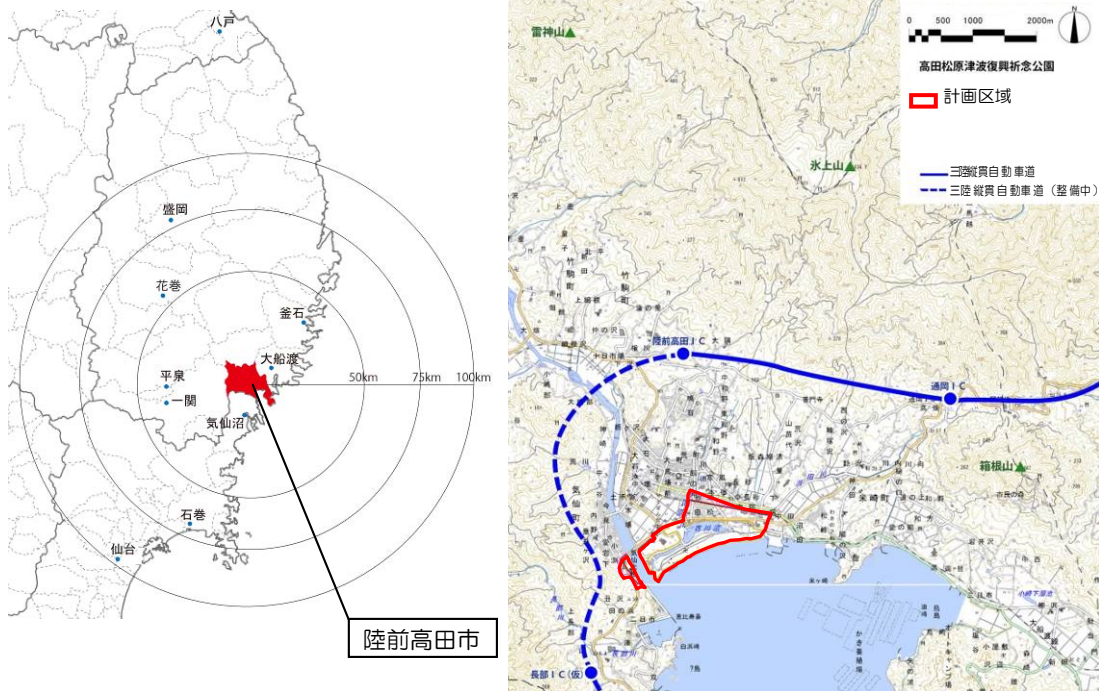


図-1 高田松原津波復興祈念公園の位置

計画区域には、国が整備する「国営追悼・祈念施設（仮称）」の区域を含むとともに、陸前高田市の総合公園として供用されていた「高田松原公園」の機能を再生する区域も含まれます。

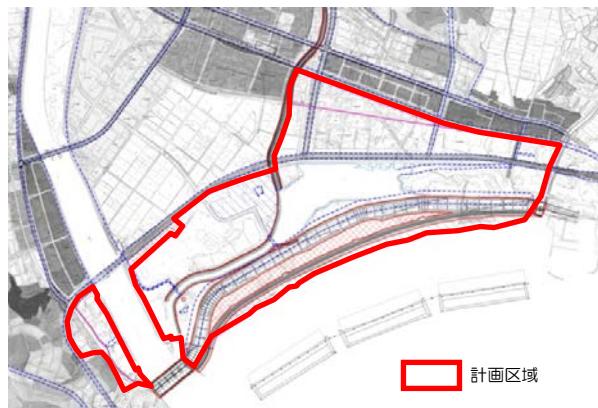


図-2 高田松原津波復興祈念公園の計画区域

(2) 事業期間

当公園は、2020年（平成32年）に、「国営追悼・祈念施設（仮称）」及び周辺の一部区域を供用開始し、その後、順次、残りの区域を供用していく予定です。

(3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の概要

国は、2014年（平成26年）10月31日に「国営追悼・祈念施設（仮称）」を陸前高田市高田松原地区に設置する閣議決定を行いました。

この施設は、「東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂」等を目的としたもので、当公園の中核的施設となるものです。

【国営追悼・祈念施設（仮称）の概要】

目的：①東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂
 ②震災の記憶と教訓の後世への伝承
 ③国内外に向けた復興に対する強い意志の発信

場所：【岩手県】陸前高田市（高田松原地区）
 【宮城県】石巻市（南浜地区）

内容：地方公共団体が整備する復興祈念公園（仮称）の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を設置することを想定（面積は数ha程度）

(4) 周辺の関連事業

計画区域では、防潮堤、川原川（護岸・橋梁）、高田松原海岸の松原、海岸養浜、さらには、国道45号やシンボルロード等街路、道の駅等、様々な復旧・復興事業が同時並行的に進められています（図-3）。

また、計画区域周辺においても、今泉地区や高田地区の土地区画整理事業、気仙川水門の整備等が進められています。現在は土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等に伴って発生する土が計画区域内に運ばれ、仮置場として活用されています。

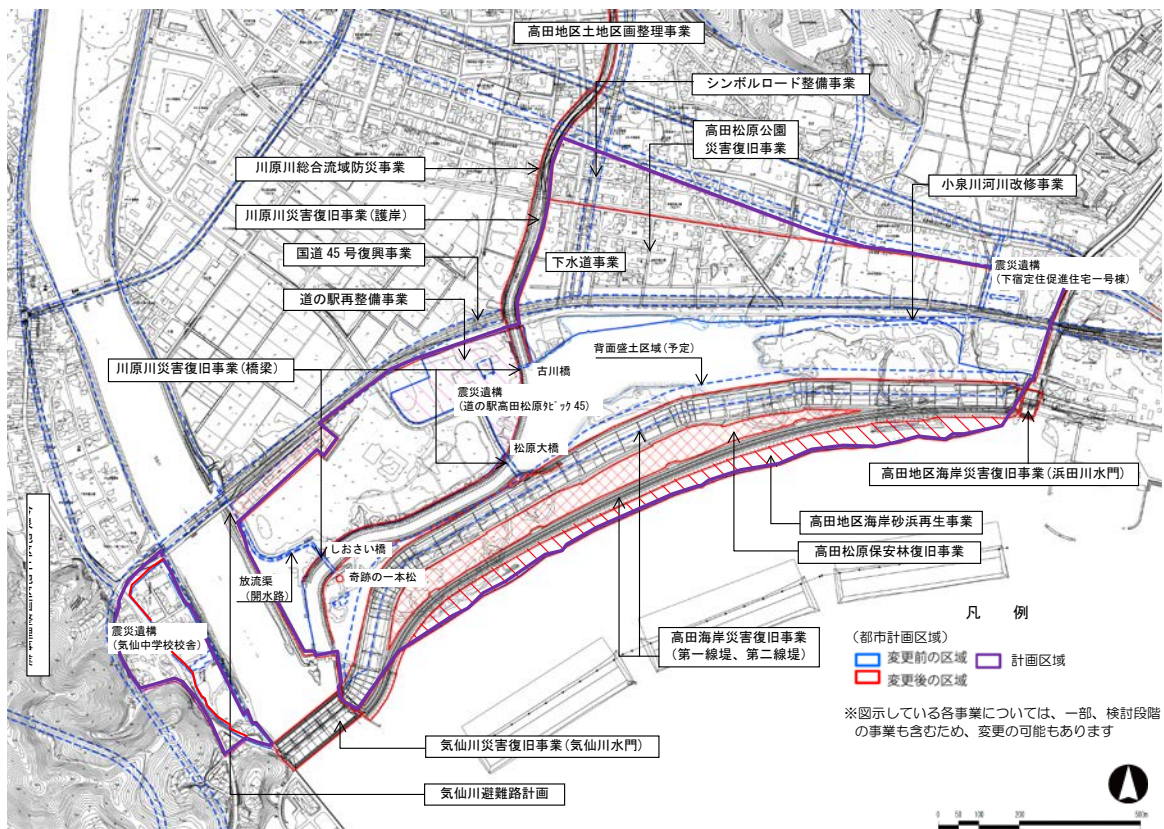


図-3 高田松原津波復興祈念公園 関連事業箇所

2. 基本理念

三陸沿岸地域では、度重なる津波による被害を受けてきた経験から、先人達は被害を軽減する様々な努力を払い、津波の脅威を伝承しながら、自然と共生する防災文化を育んできました。また、国の名勝である高田松原は、幾度も津波被害を受けながらも、そのたびに再生され、三陸沿岸地域を代表する景勝地となってきました。

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害でした。岩手県では死者・行方不明者合わせて約 6 千人が犠牲となり、中でも陸前高田市では約 2 千人もの犠牲者が生じ、県内最大の被災地となりました。また、高田松原は、津波により砂州とマツがほぼ全て消失したことで、風景は一変しました。このような中、一瞬にして失われた 7 万本のマツから 1 本だけ生き残ったマツは「奇跡の一本松」として復興への希望の象徴となり、岩手県民だけでなく国内外の多くの人々を勇気づけてきました。

陸前高田市高田松原地区に整備する復興祈念公園は、岩手県、さらには被災地全体のかなめとなる祈念公園として、この地のみならず東日本大震災で犠牲になったすべての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場となるものです。また、三陸沿岸地域で先人が培ってきた津波防災文化とともに今回の震災の実情と教訓を後世に伝承し、さらに高田松原の再生を通じて自然と人々との関わりの新たな姿をこの公園で具現化し、我が国の復興のありようを国内外に明確に示すものでもあります。

このような認識のもと、岩手県陸前高田市高田松原地区における復興祈念公園の基本理念を次のとおり定めます。

奇跡の一本松が残ったこの場所で
犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに
震災の教訓とそこからの復興の姿を
高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく

3. 基本方針と利活用・空間イメージ

(1) 基本方針

1) 失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂

東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、岩手県では、沿岸地域を中心に4,672人の方が亡くなられたほか、1,129人の方がいまだ行方不明となっている¹など、その人的被害は極めて甚大です。

中でも陸前高田市では、県内で最も多くの1,556人の方が亡くなられたほか、207人の方がいまだに行方不明となっており²、生活の基盤となる市街地や地域産業が壊滅的な被害を受けています。また、高田松原や気仙町の天神大杉など数百年にわたりこのまちを護り、また見守ってきた市民の心の拠りどころも数多く失われました。

失われた多くの生命（いのち）への追悼と鎮魂こそ、生き残った者にとって復興の起点であることから、当公園を、国内外の人々が東日本大震災で犠牲になったすべての生命（いのち）へ深い追悼と鎮魂の思いを寄せることができる場とします。

2) 東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承

同じ悲しみを繰り返さないためには、東日本大震災の壊滅的な被害の状況や、市民の避難行動や様々な主体が行った救援・復旧などの発災後の活動状況を記録し、その記憶を後世に正しく伝承していくことが重要です。

当公園には、今回の震災で被災した市街地や、約7万本のマツと約2kmにわたる砂州の大半が消失した高田松原があるだけでなく、「タピック45」「下宿定住促進住宅」「気仙中学校」等が残されています。これらをはじめとする地域の震災遺構を一体として活用することで、津波の被害の大きさばかりでなく、強さ、エネルギーなど津波の脅威を伝えていきます。また、これらの震災遺構とともに、人々が語り部となって、記憶の風化を防ぎ、後世にこの教訓を伝承していきます。

加えて、今回の震災は大量の海水が気仙川を約8kmも遡り、海が見えない地域までも広範囲に被災するという想像を絶する大災害であったことから、地域の各所に残された津波到達の痕跡等との連携を図りながら、巨大災害の記憶を伝えていきます。

3) 復興への強い意志と力の発信

当公園には、約7万本の高田松原の中で、1本だけ津波から耐え抜いた「奇跡の一本松」があり、被災直後から被災地に希望と勇気を与える復興のシンボルとしての役割を果たしてきました。陸前高田市では枯死した「奇跡の一本松」をモニュメントとして保存、整備した結果、発災から4年が経過した現在でも国内外から多く

¹ 「東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧」（2015年（平成27年）6月30日現在）（岩手県総務部総合防災室）より引用

² 同上

の人が訪れており、またその遺伝子を継承するマツの苗を育てる取り組みも行われています。

現在、当公園及びその周辺では、防潮堤復旧や土地区画整理事業など様々な復旧・復興事業が進められていますが、これらの事業と連携してこの地に整備される当公園は、地域の人々が関わって再生される高田松原や奇跡の一本松とともに、東日本大震災からの復興全体のシンボルとなるものであり、被災地の再生に向けた復興への強い意志と力、また地域固有の自然や歴史に根ざした復興への力強いメッセージを国内外に発信していきます。

4) 三陸地域に育まれた津波防災文化の継承

岩手県の三陸沿岸地域は度重なる津波による被害を受けてきた地域であり、近世以後に限っても数十年から百数十年の間隔で津波被害を受けている津波常襲地帯です。

このような厳しい環境の中で、三陸沿岸地域の人々は、生命と生活を守るため、各集落の津波の到達点に記念碑を建立し、高台に集落移転したり、“津波てんでんこ”をはじめ避難のあり方を言い伝えるなど、幾世代にもわたる一貫した取り組みによって、被害を軽減する様々な努力を払い、津波の脅威を伝承しながら、幾多の津波被害を乗り越え、自然と共生する津波防災文化を育んできました。

当公園は、三陸沿岸地域を代表する祈念公園として、津波防災に関する教育や研究の貴重なフィールドとなり、市が中心市街地に整備予定の（仮称）一本松記念館や他の被災地との連携を図りながら、津波防災文化を継承する場としての役割を果たしていきます。

5) 公園利用者や市街地の安全の確保

当公園は、国内外から多くの来園者を迎える場所となります。このため、公園利用者の安全を確保する避難路の整備にあわせ、避難誘導のための情報提供施設を整備するほか、利用者を対象とした避難訓練などを通じてこれらの施設の啓発に努めるなど、ハード、ソフト両面から利用者の安全性を確保します。さらには、新しく造られるかさ上げ市街地との有機的なつながりを持たせた機能的な施設配置を行うことで、利用者の安全性をより高めます。

また、当公園は、公園内に整備される防潮堤や海岸防災林とあわせ、津波の被害を軽減する役割を担うとともに、避難者の安全性を確保すると同時に、公園自体の安全性を最大限に高めます。

6) 歴史的風土と自然環境の再生

当公園周辺は、背後にある懐の深い北上高地、山岳信仰のあった氷上山や雷神山、箱根山をはじめとする山々と森林、中世城郭が多く分布する丘陵、平地を流れ古くからサケ漁が活発に行われた気仙川、半島とそれに包み込まれた太平洋に開ける広田湾により、気仙地域固有の比較的温暖で穏やかな風土が形成されています。また、温暖な気候は北限のツバキやヒカミサンベニヤマボウシなどこの地域独特の植生

を育み、地域の暮らしや農林漁業をはじめとする産業を支えてきました。さらにこの地域は、中世から三陸浜街道、今泉街道らが交わる交通の要衝であり、宿場町として発展した面影が今泉の町並みや吉田家住宅を中心に残っていました。このように、豊かな郷土芸能や食文化なども含めて、この地域は独自の文化を育んできました。

特に、今回の津波で甚大な被害を受けた高田松原は、後背地を塩害や飛砂等から守り、さらには高田や今泉のまちとくらし、人々の生命を守るべく約350年前に造林され、以来、津波のたびに工夫を重ねながら再造林、補植を繰り返し、世代を越えた地元住民の一貫した取り組みによって築き、育て、守られてきました。このような歴史を重ねた高田松原は、広田湾や氷上山をはじめとする背後の山々、また砂浜といった自然景観と、人々の手により創出された松林の文化的景観が一体となって形成された景勝地として1940年（昭和15年）に名勝に指定され、また、東北有数の海水浴場となるなど三陸沿岸地域に欠かせない資産であり、何よりこの地域に生まれ育った人々にとっては幼い頃から慣れ親しんだ原風景でした。

また、約1,000年前に形成された岩手県内最大の天然湖沼である古川沼は、多様な生物を育む貴重な汽水域であり、地域の人々が固有の自然にふれあうかけがえない水辺空間でもありました。

今回の震災により、高田松原の砂州とマツのほぼすべてが失われ、古川沼は海と一体化した状態となり、現在、防潮堤や河川の復旧工事が行われています。

当公園では、名勝高田松原を地域の人々とともに周辺の自然景観と松林の人工景観が織りなす景勝地として再び時間をかけて再生するとともに、古川沼を当公園における重要な自然空間として、また公園自体もこの地域の文化を継承する場として再生します。これにより、今回の震災で失われた自然環境や風土、そして地域に暮らす人々の原風景を取り戻し、郷土景観の再生を図ります。

7) 市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出

東日本大震災により、沿岸部のほとんどの事業者が甚大な被害を受け、三陸沿岸地域の経済が大きな危機に直面した被災当初から4年が経過し、仮設店舗等で事業者も活動を再開するなど、道半ばではあるものの沿岸地域の経済は立ち直りつつあります。一方、白砂青松の風光明媚な景勝地であった高田松原は、東北地方有数の来訪者数を誇る海水浴場でしたが、東日本大震災で多くの被害を受けました。

現在、「奇跡の一本松」には全国から多くの人々が訪れており、当公園は、三陸沿岸道路の整備や道の駅の再整備と一体となり、三陸沿岸地域の観光や津波防災教育の拠点として交流人口の増加を促し、地域の活性化の原動力となる役割を担います。このため、三陸沿岸の市町村とも連携しながら地域一帯の歴史・文化的資源や被災地、また新しく形成される市街地への来訪者の周遊を促し、地域経済の活性化とまちの賑わいの創出に貢献します。

8) 多様な主体の参加・協働と交流

東日本大震災前から人口減少・高齢化が進行しているところに加え、震災により多くの住民が被災地を離れ、高台の仮設住宅や他の市町村に移転を余儀なくされたことから、地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、地域コミュニティの回復、さらには活性化が真の復興につながっていくものであることは明らかです。

高田松原周辺では、東日本大震災以前から、高田松原の保全活動や自然観察、古川沼の水質改善など市民による活動が行われてきました。また、震災後には、新たに多様な主体がこの地域の復興に向けて様々な活動を進めています。

当公園は、このような取り組みを継承・発展させ、市民、NPO、企業など多様な主体が、植樹活動、伝承活動、防災学習活動、施設維持管理など、公園の計画・整備や管理運営において様々な形で参加・協働できる場とします。あわせて、早い段階から、将来にわたって持続可能な管理運営を行うことができる体制づくりを進めます。

(2) 公園イメージの考え方

基本方針に基づき、当公園における代表的な利活用イメージを想定し、その実現のために必要な空間イメージをあわせて想定することにより、具体的な公園のイメージを整理します。(図-4, 5)

(3) 利活用・空間イメージ

【震災への想いと追悼・鎮魂】

① 被災地を代表して追悼式典を開催する

当公園は岩手県内最大の被災地に国、県及び陸前高田市が連携して設置する祈念公園であるため、東日本大震災で犠牲になった方々への追悼の意を込め、被災地を代表して追悼式典を開催することが想定されます。そのため、当公園の中心的な位置に、多くの参列者が一堂に会し、犠牲になった方々に想いを馳せ、心から追悼できる静謐な雰囲気有する相当規模の広場空間を確保します。



写真1 タピック 45 前に設けられた東日本大震災の追悼施設・慰霊碑

② 築山から再生された郷土の風景を展望する

当公園及びその周辺の風景は東日本大震災により一変し、様々な復興事業が行われています。来園者は背後にある懐の深い山々や丘陵、広田湾などの自然により育まれてきた穏やかな風土と地域独自の文化を感じ取るとともに、津波が来襲した海を望み、津波の高さを実感し、また被害を受けて復興がなされる市街地、再生されていく自然を展望することで、改めて今回の東日本大震災とその震災で失われた生命（いのち）への想いを寄せることができます。そのため、当公園では、周辺への展望が確保された開けた空間に、十分な高さのある築山を確保します。

③ 再生された郷土の風景の中を追悼の想いとともによこす

かつて高田松原は名勝として、松林の中をよこすのに適した空間でした。当公園は広田湾や氷上山等の山々に包まれる中で、古川沼や高田松原といった郷土景観の再生を図り、来園者が東日本大震災の犠牲者に想いを寄せながら、震災前をしのばせる様々な風景の中に身を置き、また周囲の風景を眺めながら、落ち着いて穏やかによこすできる空間とします。



写真2 震災以前の高田松原内のよこす空間
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

【未来への展望】

④ 復興への希望の象徴となっている「奇跡の一本松」を訪れる

陸前高田市が保存を行った「奇跡の一本松」には今も多くの来訪者があり、東日本大震災からの復興への希望の象徴となっています。そのため、当公園では、「奇跡の一本松」を様々な思いを受けとめる復興のシンボルとして、多くの人を訪れることができるよう、その象徴性を高め、復興への強い意志と力を国内外に発信していく空間を確保します。

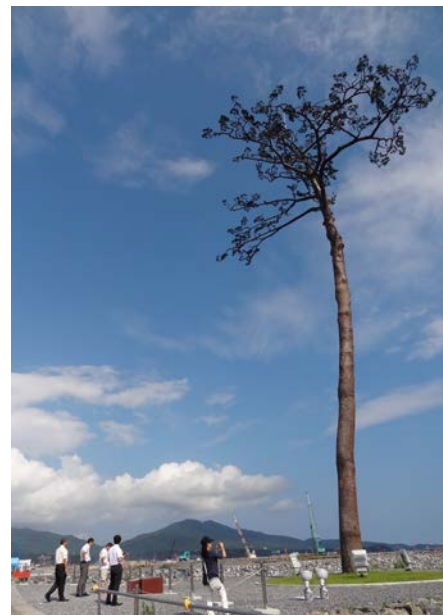


写真3 多くの来訪者がある「奇跡の一本松」

⑤ 復興関連イベントを開催し復興のメッセージを発信する

当公園には東日本大震災からの復興への希望の象徴として国内外で知名度が高い「奇跡の一本松」があり、復興への想いやメッセージを国内外に発信するのに適しています。そのため、当公園では、多くの人が訪れる大小様々な復興関連イベントを開催できる広場空間を確保します。

⑥ 三陸地域の被災地等を訪れるために様々な情報を入手する

震災以前に設置されていた道の駅「高田松原」は、海水浴場と相まって多くの人々が訪れ、市の観光拠点となっていました。当公園は、来訪者が様々な情報を入手できる地域のゲートウェイとして、市街地と連携してまちへの周遊を促すことにより交流人口を拡大することが期待できます。そのため、当公園では、再整備される道の駅とも連携し、国道45号など公園までの主要動線と公園内の動線が交わる場所で、津波防災教育や観光の拠点となる場を確保します。



写真4 震災以前の道の駅「高田松原」

(写真提供：渡辺雅史氏)

⑦ 震災遺構や語り部・案内板等から震災の実情・教訓を学習する

当公園には、「タピック45」「下宿定住促進住宅」「気仙中学校」「奇跡の一本松」等が残されており、これらをはじめとする震災遺構は、津波の高さや威力、そしてその被害の大きさを示す貴重な資料です。そのため、当公園では、震災遺構とその周辺で、語り部や案内板等により、その意味を伝え、今回の震災の実情や教訓を伝承していく場を確保します。



写真5 下宿定住促進住宅

【かつての郷土の風景の継承】

⑧ マツ苗の植樹や育成により地域の人々が育んできた高田松原を再生する

高田松原はこれまで幾度の津波の被害を受けつつも、地域の人々の手によりマツが育成され、350年にわたって維持されてきました。景勝地であった高田松原の再生は、地域の人々の郷土の風景を取り戻すとともに、東日本大震災からの復興の象徴となり、その活動は地域コミュニティの回復にもつながります。そのため、当公園では、かつての高田松原を名勝として再生していくとともに、市民がマツ苗の植樹や継続的な育成が可能となる空間を確保します。



写真6 震災以前の白砂青松の高田松原の風景

(写真提供：東海新報社)



写真7 震災以前の高田松原内の清掃活動

(写真提供：高田松原を守る会)



写真8 震災後のマツ苗の育成活動

(写真提供：高田松原を守る会)

⑨ 古川沼など郷土の自然や歴史とふれあう

当公園周辺は、氷上山や雷神山などの山々に囲まれ、気仙川が半島に囲まれた広田湾に注ぎ込み、水際に高田松原や古川沼からなる風景があり、園内には記念碑や、石川啄木や高浜虚子の歌碑も設置されていました。復旧・復興事業によりまちの形が変化する中で、当公園では、高田松原や古川沼周辺を中心に、かつての郷土の風景を再生し、来園者が地域の自然や歴史とふれあうことのできる空間を確保します。



写真9 震災以前の古川沼の風景
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)



写真10 震災以前の氷上山からの眺望
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

⑩ 集落コミュニティの伝統行事の実施等により地域の歴史文化を継承する

この地域は虎舞や太鼓など多くの伝統芸能や行事が残り、集落のコミュニティごとに独自の文化を育んでいました。また震災前には、夏の風物詩であるうごく七夕の山車が道の駅「高田松原」前の広場で展示されていました。そのため、当公園では、コミュニティの再生を促し、地域のよりどころである独自の歴史文化を継承していくため、伝統芸能や行事を実施できる空間を確保します。



写真11 震災以前の高田町で行われたうごく七夕
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

⑪ かつての高田松原公園で行われてきた憩いやスポーツなど様々な活動を実施する

当公園は、かつて高田松原公園として多くの人々が訪れ、散策等の憩い、ランニングや球技等のスポーツ、野外活動等が行われており、震災後も引き続きこのような活動の場が求められています。そのため、当公園では、憩いやスポーツなど様々な活動を行うことのできる空間を確保します。



写真 12 震災以前の海水浴の様子
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)



写真 13 震災以前のスポーツ活動の様子
(出典：未来へ伝えたい陸前高田保存版写真集)

【人とまちの安全の確保】

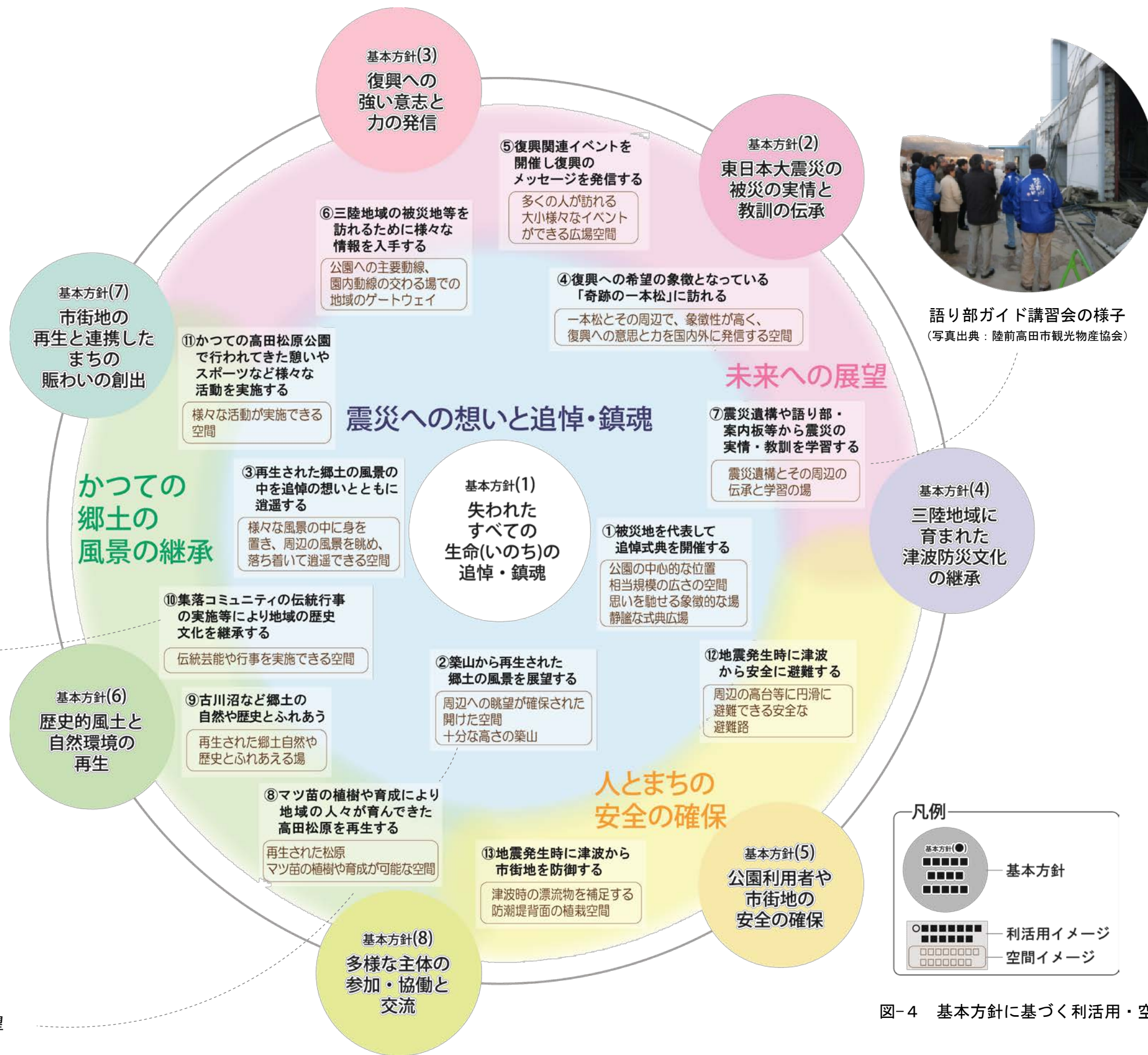
⑫ 地震発生時に津波から安全に避難する

当公園は、最大クラスの津波が発生した場合は浸水する場所にあり、来園者の安全の確保が不可欠です。そのため、当公園では、公園周辺の高台やかさ上げ市街地等の避難地へ円滑に避難できる避難路とともに避難誘導のための情報提供施設を設置します。

⑬ 地震発生時に津波から市街地を防御する

当公園は、防潮堤や保安林など一体となり、津波の被害を軽減する役割が期待されています。

津波時の漂流物は安全な避難の障害などになることから、これまでの防潮・防風林に加え、漂流物の捕捉に寄与する防潮堤の背面盛土をはじめ、計画区域内に新たな植栽を行います。



語り部ガイド講習会の様子
(写真出典：陸前高田市観光物産協会)



2013年(平成25年)のけんかセタの様子
(写真出典：陸前高田市観光物産協会)



震災以前のタピック45屋上からの眺望
(写真提供：渡辺雅史氏)

図-4 基本方針に基づく利活用・空間イメージ

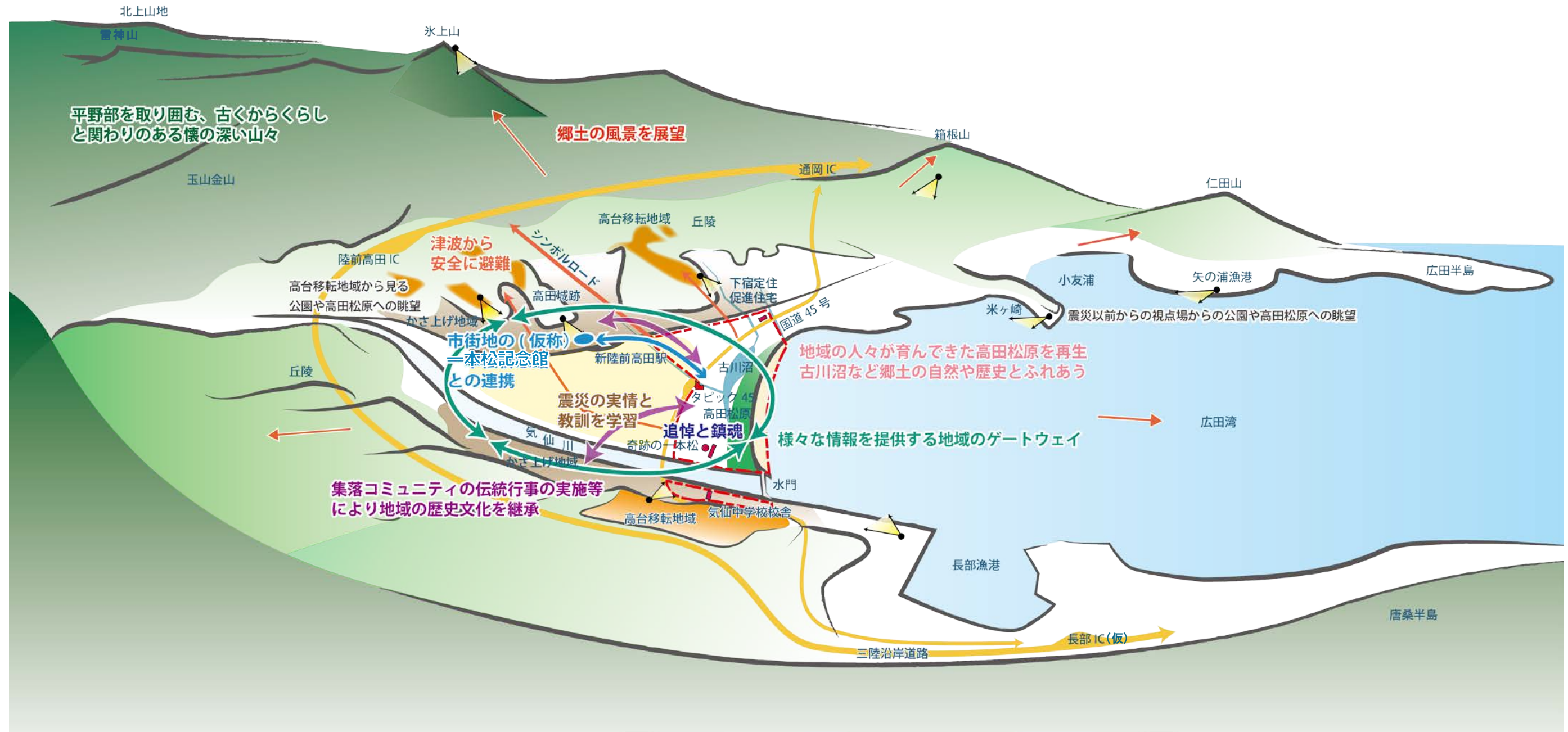


図-5 震災後の空間構造と当公園の果たす役割のイメージ

4. 空間構成計画

(1) 公園区域全体の空間構成

1) 基本的な考え方

公園区域全体の空間構成について、次のような手順で検討しました。

- i. 公園の利活用・空間イメージに適合する環境条件を設定
- ii. 公園区域内の立地・環境特性を分析し、各敷地が有する環境条件を整理
- iii. 以上により、特に当公園の中核となる「国営追悼・祈念施設（仮称）」に最適な区域を設定
- iv. 公園区域全体の空間構成を検討

2) 公園区域の環境条件の整理

公園の利活用・空間イメージを構成するためには、表-1のような環境条件を備えている必要があると考えられます。

一方、公園区域を構成する各敷地が有している環境条件は、敷地区分ごとに図-6に示すように整理することができます。

3) 国営追悼・祈念施設（仮称）の区域の設定

国営追悼・祈念施設（仮称）は、「震災への想いと追悼・鎮魂」とともに、「震災の実情や教訓の伝承」、「復興への意志と力の国内外への発信」に該当する空間イメージが求められます。

これらの空間イメージに適合する環境条件として必須となるのは、表-1から以下の5点が該当します。

【震災への想いと追悼・鎮魂】

1. 公園区域の中央部でまとまった平坦地、象徴性の高い震災遺構の周辺、静謐な空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置
2. 震災遺構や関係事業で整備する施設などがなく築山を整備できるまとまった平坦地
3. 落ち着いた逍遥空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置

【未来への展望】

4. 奇跡の一本松とその周辺
7. 震災遺構とその周辺

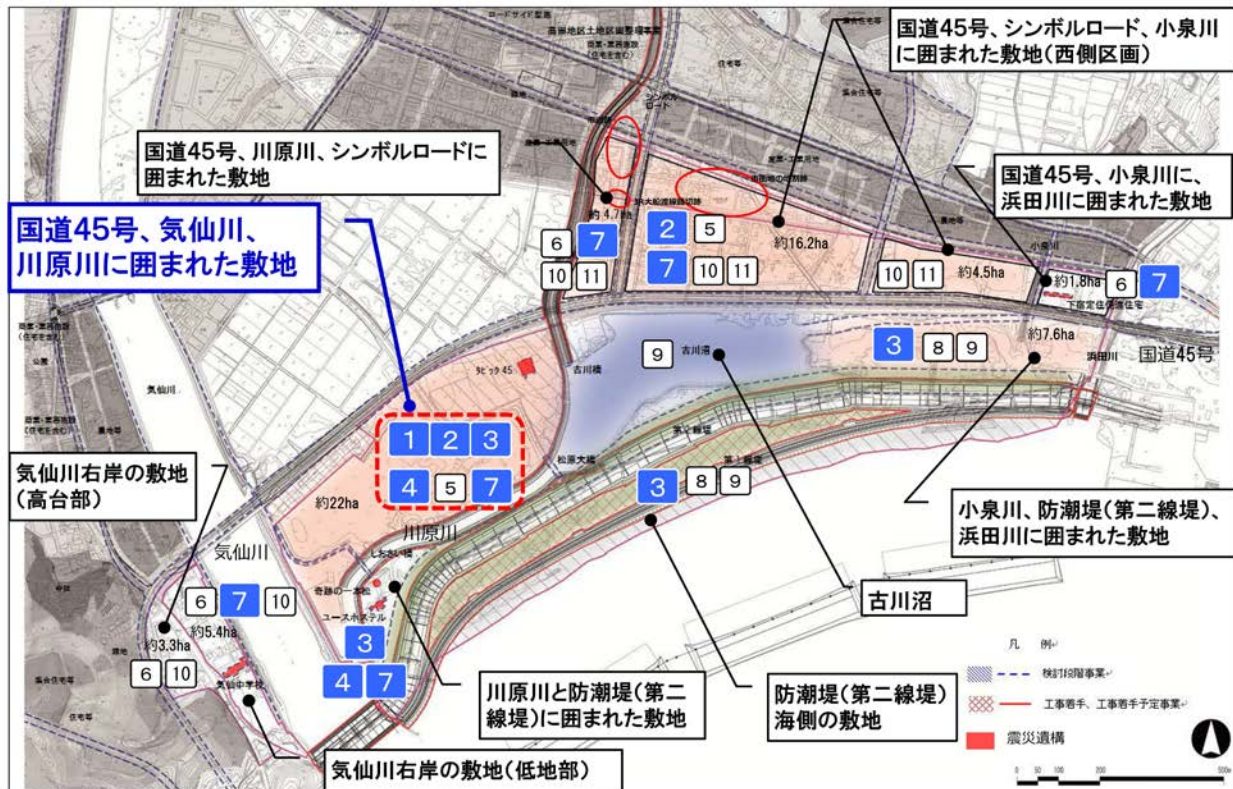
注：表記の番号は表-1右欄の環境条件と対応

公園区域内の各敷地のもつ環境条件（図-6）を考慮すれば、これらの環境条件すべてに合致する、「国道45号、気仙川、川原川に囲まれた敷地」及び隣接する「川原川と防潮堤（第二線堤）に囲まれた敷地」を、国営追悼・祈念施設（仮称）の区域として設定します。

表-1 空間イメージに適合する環境条件

空間イメージ	空間イメージに適合する環境条件(地形や周辺状況等)
I. 震災への想いと追悼・鎮魂 ①公園の中心的な位置、相当規模の広さの空間、思いを馳せる 象徴的な、静謐な空間 ②周辺への眺望が確保された開けた空間、十分な高さの築山 ③様々な風景の中に身を置き、周辺の風景を眺め、落ち着いた逍遙できる空間	1公園区域の中央部でまとまった平坦地、象徴性の高い震災遺構の周辺、静謐な空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置 2震災遺構や関係事業で整備する施設などがなく、築山を整備できるまとまった平坦地 3落ち着いた逍遙空間を確保できる市街地や幹線道路から一定の離隔を確保できる位置
II. 未来への展望 ④奇跡の一本松とその周辺で、象徴性が高く、復興への意思と力を 国内外に発信する空間 ⑤多くの人を訪れる大小様々な復興関連イベントを開催できる広場空間 ⑥公園への主要動線、園内動線の交わる場での様々な情報を提供する地域のゲートウェイ ⑦震災遺構とその周辺で語り部や案内板により今回の震災の実情や教訓を伝承していく場	4奇跡の一本松とその周辺 5まとまった平坦地で避難地となる高台市街地に近接、道路・鉄道から公園へのアクセス性が高い位置 6広域交通網(道路・鉄道)から公園へのアクセス性が高い位置 7震災遺構とその周辺
III. かつての郷土の風景の継承 ⑧かつての高田松原のような再生された松原、マツ苗の植樹や育成が可能な空間 ⑨高田松原や古川沼を中心に郷土の風景を再生し、自然とふれあえる場 ⑩地域独自の歴史文化を継承していくため、伝統芸能や行事を実施できる空間 ⑪かつて行われてきた憩いやスポーツなど様々な活動を行うことのできる空間	8高田松原(名勝区域) 一帯 9高田松原(名勝区域)及び古川沼一帯 10市街地(日常生活空間)に近接した平坦地 11市街地(日常生活空間)に近接した平坦地
IV. 人とまちの安全の確保 ⑫安全に避難が可能な位置・高さ・面積の築山、周辺の高台等への安全な避難路 ⑬津波エネルギーを減衰する築山や樹林帯	12築山に適合する環境条件: 震災遺構や関係事業で整備する施設がなく、築山を整備できるまとまった平坦地 公園区域全体

注: 太枠で示した箇所は、国営追悼・祈念施設(仮称)にふさわしい空間イメージとそれに適合する環境条件に該当するものを示しています



注: 表記の番号は、表-1の番号に対応する環境条件を示しています

図-6 公園区域内の各敷地が有する環境条件

4) 公園区域全体の空間構成

同様の考え方から、公園区域内の各敷地ごとにふさわしい空間構成を検討し、次のとおり公園区域全体の空間構成を設定します。(図-7)

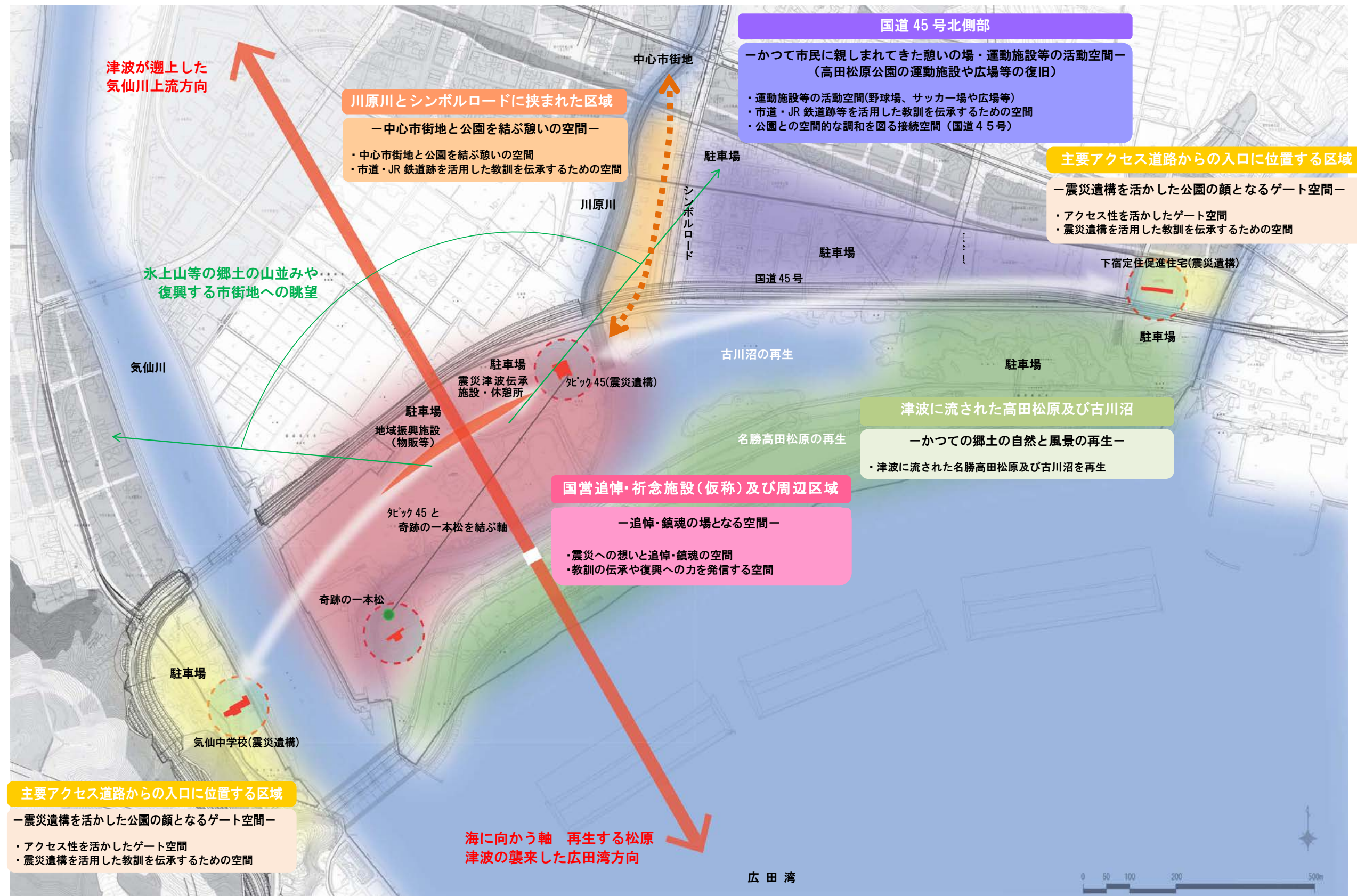


図-7 公園区域全体の空間構成

(2) 国営追悼・祈念施設（仮称）における空間構成

1) 空間構成の基本的考え方

① 広田湾と気仙川を結ぶ軸線を「空間の主軸」とする

公園区域は、広田湾、気仙川を南北に結ぶ位置にあり、追悼・鎮魂の場（国営追悼・祈念施設（仮称））は、その軸線上に立地しています。

この特性を踏まえて、震源地の方向にある「広田湾」と、河口から 8km まで津波が遡上した「気仙川」を結ぶこの象徴的な軸線を、「空間の主軸」とします。

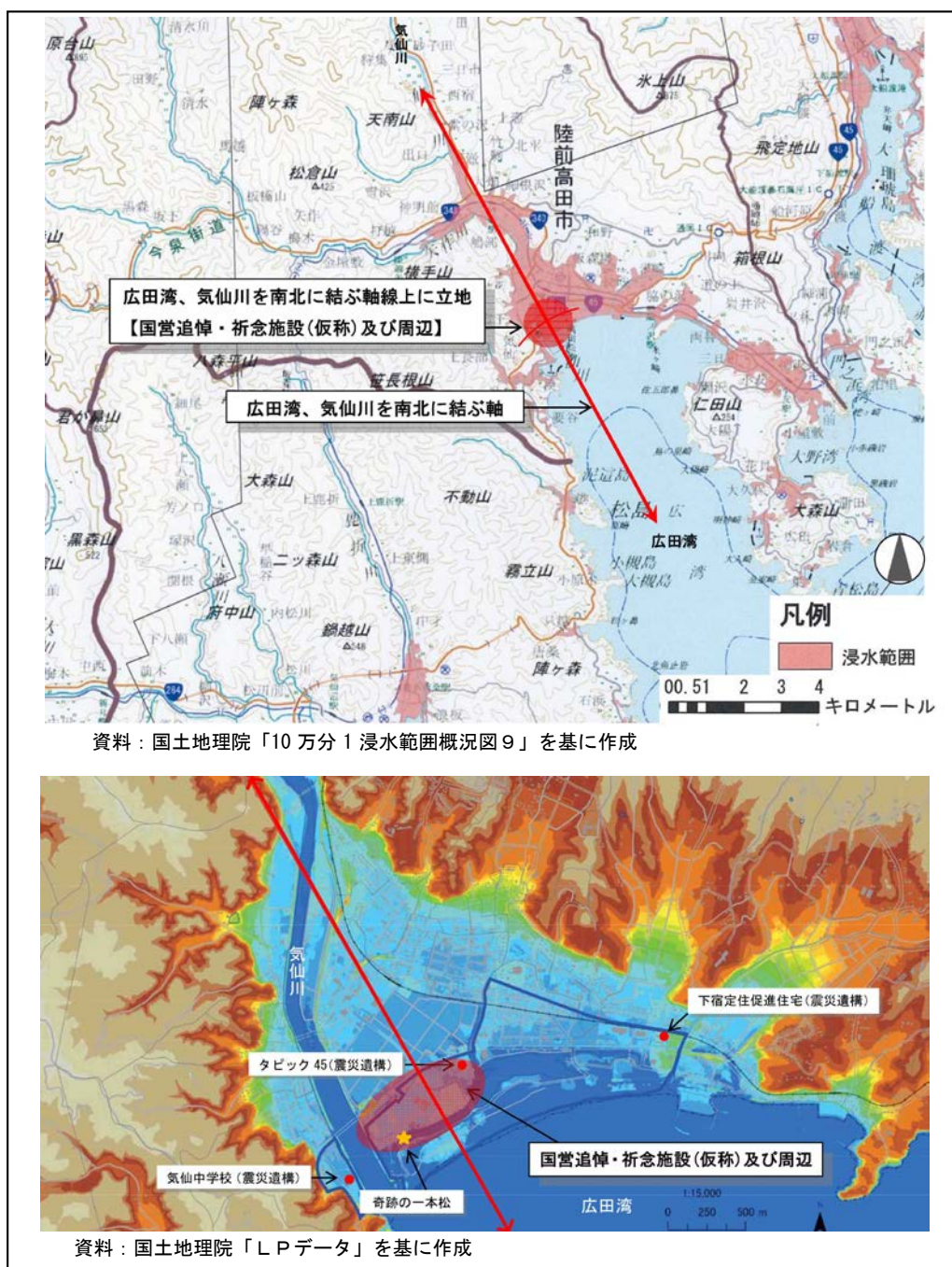


図-8 国営追悼・祈念施設（仮称）の広域的位置

② 震災遺構との繋がりを考慮しつつ、静謐な空間と賑わいのある空間を仕切る

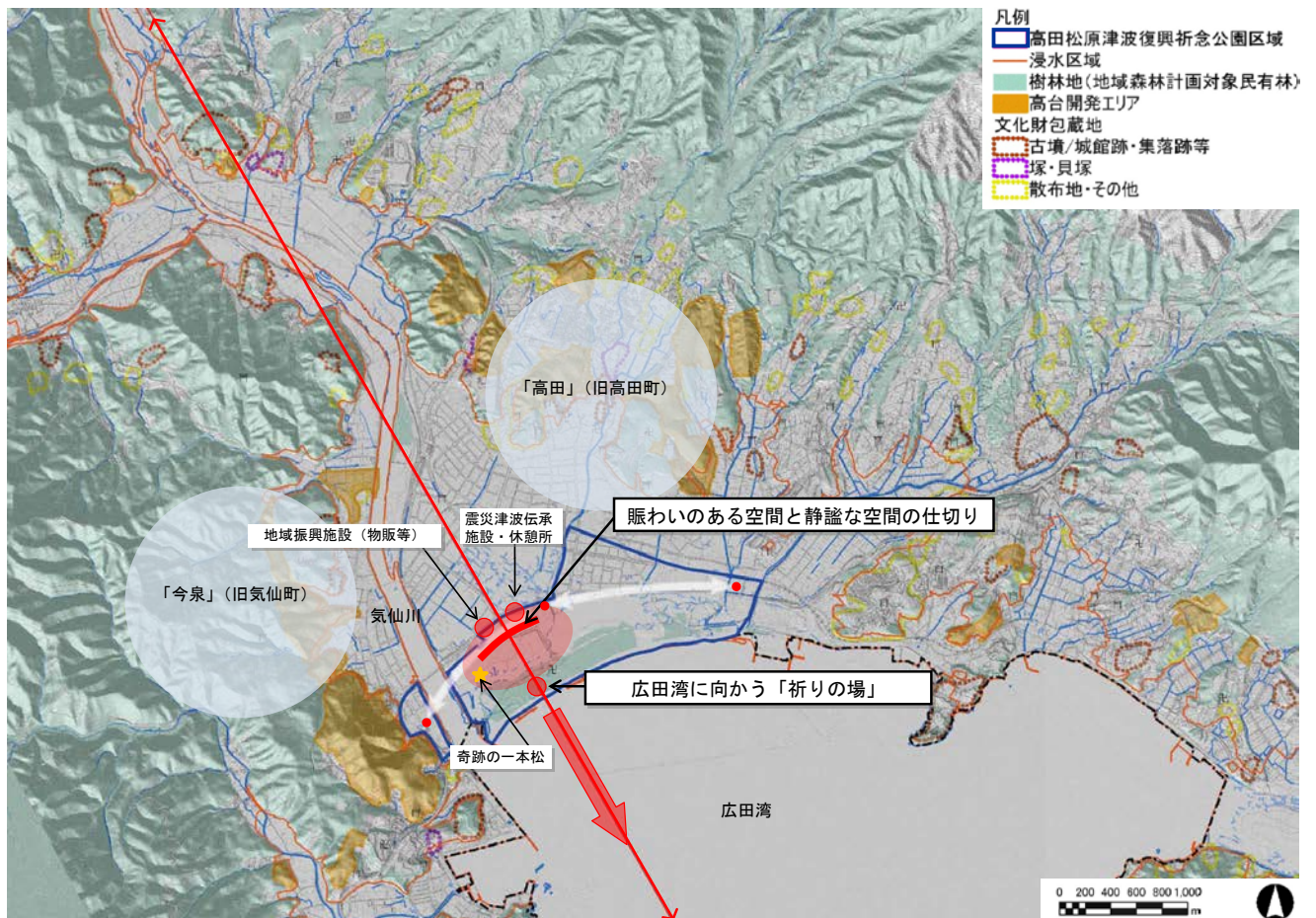
追悼・鎮魂の場では、従前箇所の隣接地で再整備を行う「道の駅」や公園内に設置する便益施設等賑わいのある空間と、追悼・鎮魂のための祈りや逍遙の場等静謐な空間の両者が共存しますが、これら相克する空間を適切に隔てることにより、追悼への想いを馳せる場としてふさわしい環境を整えることが重要です。

公園区域内には、保存・活用を図る3つの震災遺構が存在します。これらの震災遺構を繋ぎ、広田湾を包む「円弧」を「主軸」に直交して設定し、この内陸側に「賑わいのある空間」を、また海側に再生する高田松原や古川沼の自然と、それらに抱かれた追悼・鎮魂のための「静謐な空間」を設定します。

③海を広く望める場所に「祈りの場」を設ける

広田湾に向かって海を広く望み、背後に氷上山等の郷土の山並みや、眼下に再生する高田松原の姿を展望できる場所に、「祈りの場」を設けます。

以上に基づき、空間構成の基本構造を図-9に示すとおりとします。



資料：浸水区域／「東日本大震災による被災現況調査(岩手5)」(H24.3 国土交通省)、樹林地(地域森林計画対象民有林)／岩手県森林資源管理システム 森林資源データ(岩手県)を基に作成、高台開発エリア／「土地利用構想図／陸前高田市復興整備計画(第7回変更 H25.7.30 公表)」(陸前高田市)を基に作成、埋蔵文化財包蔵地／「岩手県遺跡・埋蔵文化財情報検索システム」のデータを基に作成

図-9 空間構成の基本構造

2) 空間配置計画

以上を踏まえ、追悼・鎮魂の場に導入する空間要素として次の6つの要素を設定し、その配置を次のとおり計画します。(図-10)

【震災への想いと追悼・鎮魂】

① 周辺への眺望が確保された高さの築山

道の駅の賑わいのある日常空間と、静謐な追悼・鎮魂の祈りの空間を仕切るため、震災遺構（気仙中学校、タピック 45、下宿定住促進住宅）を繋ぎ広田湾を包む「円弧」上に、帯状の築山を設置します。天端部分には、氷上山等の郷土の山並みや復興する高田や今泉の市街地の姿を眺望できる場を設置します。

② 静謐な広場空間・祈りの場

道の駅の賑わいのある日常空間から仕切られ、周囲の自然環境に包まれた静謐な空間を形成します。関連する各種式典の開催場所とします。

海方向のビスタの端部に、海への展望が開かれる「祈りの場」の空間を形成します。

③ 祈りの場へいざなう空間

ゲートを抜け静謐な広場空間に入り込み、広場越しに海方向にビスタが通り、川原川に架かる人道橋を経て、「祈りの場」にいざなう空間を形成します。

④ 犠牲者に想いを寄せ、風景を眺めながら逍遙できる空間

広場の両側に、震災遺構（タピック 45）と奇跡の一本松への軸線が確保された、逍遙のための自然的空間を整備します。

【未来への展望】

⑤ 震災の実情や教訓を伝承するための空間

タピック 45 を伝承のための震災遺構の拠点とし、隣接して震災や津波の記憶と教訓を伝承するための施設を設置します。

震災遺構としてのタピック 45 との軸線を意識しつつ、奇跡の一本松を象徴として震災や津波の記憶を伝承します。

⑥ 復興への意志と力を国内外に発信する空間

奇跡の一本松を復興への意志を発信する象徴とします。

祈りの場から眼下に広がる高田松原の再生の姿も、復興への意志を発信する重要な要素とします。

震災津波伝承施設では、国内外からの来訪者に対し、震災の記憶と教訓の伝承のほか、被災地の再生に向けた復興への強い意志と力を発信します。

①周辺への眺望が確保された高さの築山

- * 道の駅の賑わいのある日常空間と、静謐な追悼・鎮魂の祈りの空間を仕切るため、震災遺構（気仙中学校、タピック 45、下宿定住促進住宅）を繋ぎ広田湾を包む「円弧」上に、帯状の築山を設置
- * 天端部分には、氷上山等の郷土の山並みや復興する高田や今泉の市街地の姿を眺望できる場を設置

②静謐な広場空間・祈りの場

- * 道の駅の賑わいのある日常空間から仕切られ、周囲の自然環境に包まれた静謐な空間を形成、関連する各種式典の開催場所
- * 海方向のビスタの端部に、海への展望が開かれる「祈りの場」の空間を形成

③祈りの場へいざなう空間

- * ゲートを抜け静謐な広場空間に入り込み、広場越しに海方向にビスタが通り、川原川に架かる人道橋を経て「祈りの場」にいざなう空間を形成

⑤震災の実情や教訓を伝承するための空間

- * 震災遺構としてのタピック 45との軸線を意識しつつ、奇跡の一本松を象徴として震災や津波の記憶を伝承

⑥復興への意志と力を国内外に発信する空間

- * 奇跡の一本松を復興への意志を発信する象徴とする
- * 祈りの場から眼下に広がる高田松原の再生の姿も、復興への意志を発信する重要な要素

⑤震災の実情や教訓を伝承するための空間

- * タピック 45 を伝承のための震災遺構の拠点とし、隣接して震災や津波の記憶と教訓を伝承するための施設を設置

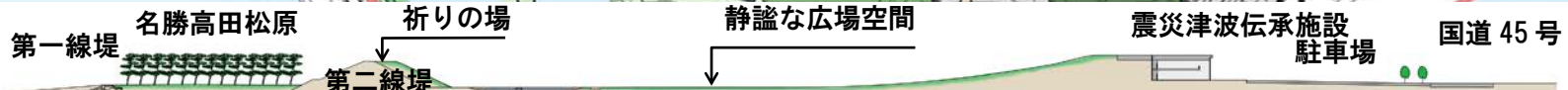
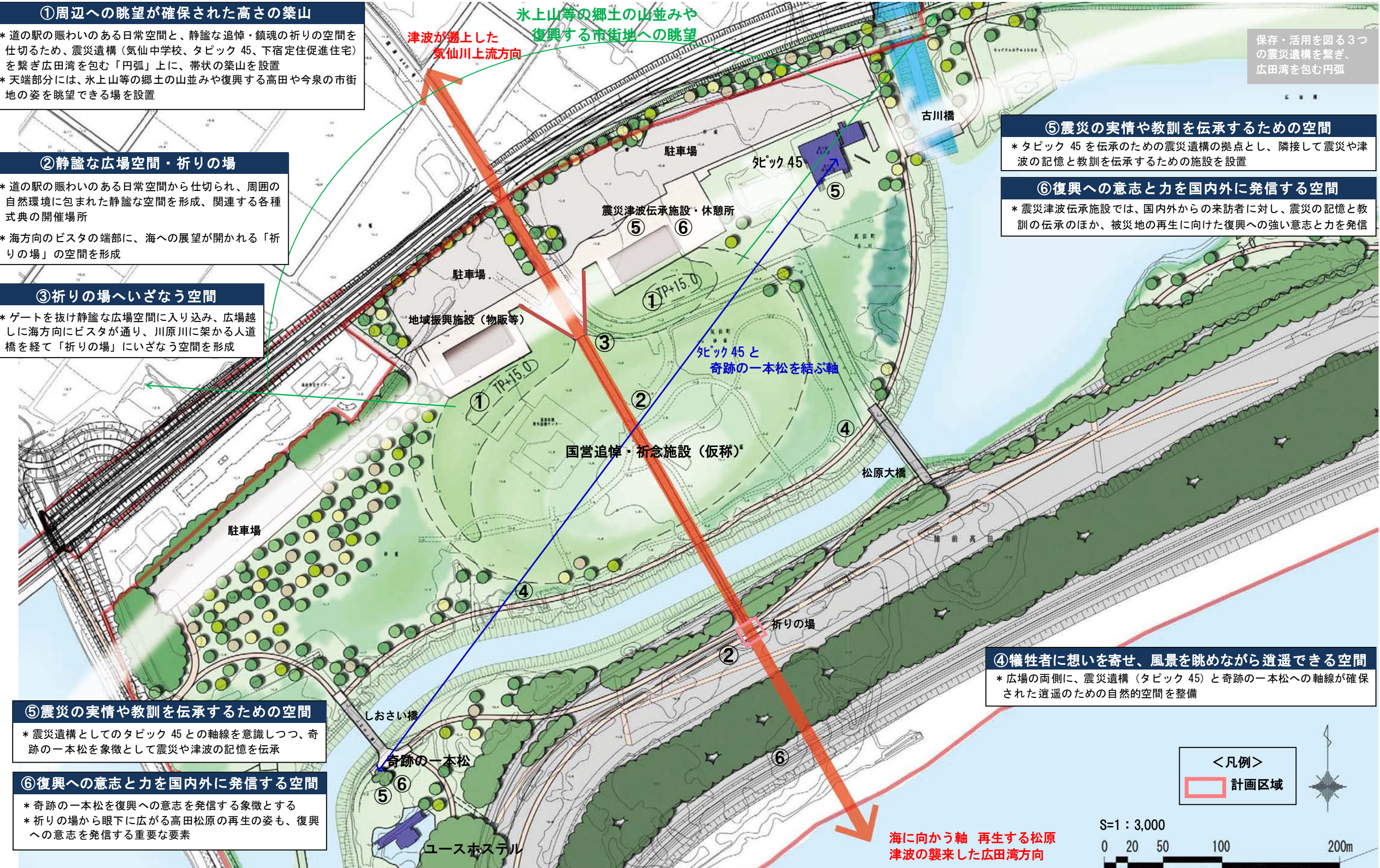
⑥復興への意志と力を国内外に発信する空間

- * 震災津波伝承施設では、国内外からの来訪者に対し、震災の記憶と教訓の伝承のほか、被災地の再生に向けた復興への強い意志と力を発信

④犠牲者に想いを寄せ、風景を眺めながら逍遙できる空間

- * 広場の両側に、震災遺構（タピック 45）と奇跡の一本松への軸線が確保された逍遙のための自然的空間を整備

保存・活用を図る3つの震災遺構を繋ぎ、広田湾を包む円弧



「国营追悼・祈念施設（仮称）」及び周辺地域の断面模式図 S=1：3,000

本図は、空間構成の基本構造を踏まえた検討案であり、施設の位置や規模等は確定したものではない。

図-10 空間配置計画

(3) 公園利用者の安全確保

1) 公園利用者の避難の基本的考え方

計画区域は、「最大クラスの津波」が襲来した場合には、津波が防潮堤（第二線堤）を越流し、浸水する区域に位置することから、避難対象地域を計画区域全体とします。

当公園利用者は、「高田地区のかさ上げ市街地」、もしくは「今泉地区の高台市街地」に避難することを基本とし、さらに、可能な限りより高い場所を目指して避難することを原則として検討します。

(計画区域から「高田地区のかさ上げ市街地」、「今泉地区の高台市街地」への避難について)

計画区域は、下記の条件下において、その全域が「高田地区のかさ上げ市街地」、もしくは「今泉地区の高台市街地」に避難可能な範囲にあります。(図-1 1 参照)

【想定する津波】

- ・最大クラスの津波として「東日本大震災津波」と想定

資料：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 最終報告，2011年（平成23年）9月」（中央防災会議）

【避難時間（避難に要することが出来る時間）】

- ・東日本大震災津波の津波到達時間（30分）を想定し、地震発生から避難開始までのタイムラグを考慮し、避難時間を15分と設定

資料：「岩手県津波伝承まちづくりガイドライン，2012年（平成24年）9月」（岩手県）

【避難可能距離（避難時間で徒歩により移動可能な距離）】

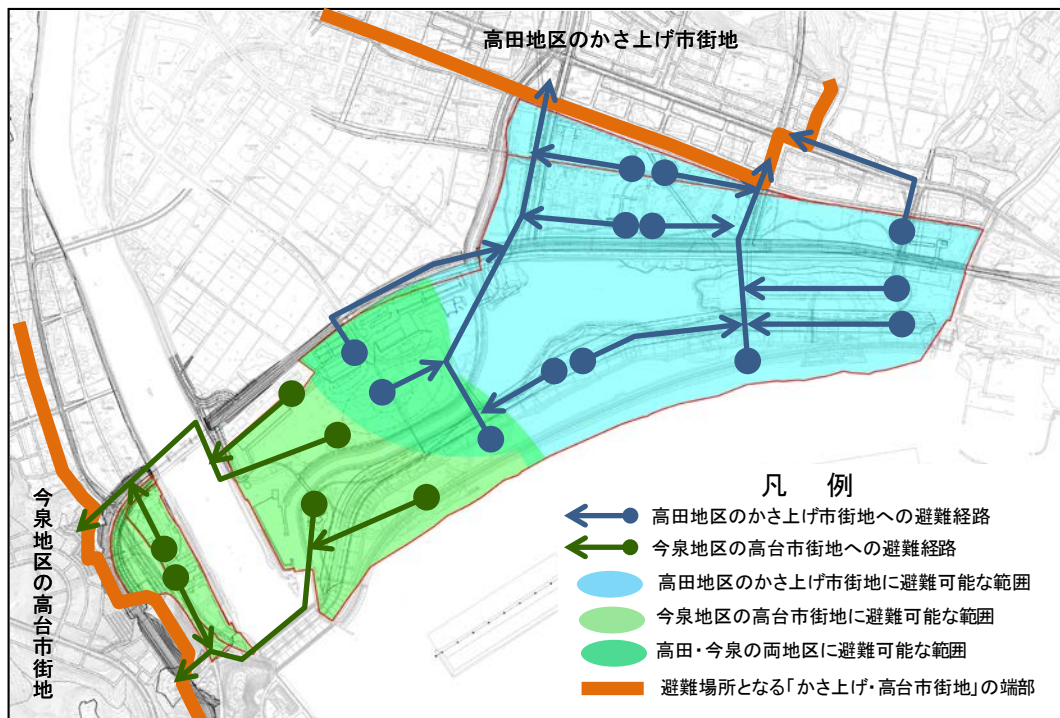
- ・避難時間（15分）で、徒歩により移動可能な距離を約1,100mと設定

資料：「陸前高田市が計画対象区域において実施した避難訓練結果（2014年（平成26年）11月実施）」
「岩手県津波伝承まちづくりガイドライン，2012年（平成24年）9月」（岩手県）
「津波避難ビル等に係るガイドライン，2005年（平成17年）6月」（津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）
「北海道南西沖地震（1993年（平成5年））津波時の年齢階層別平均避難速度」（日本建築学会）

2) 避難施設の整備方針

公園利用者が安全かつ速やかに避難できることを基本とし、「高田地区のかさ上げ市街地」、あるいは「今泉地区の高台市街地」に出来る限り短距離で、かつ明確な避難経路(図-11参照)を確保します。特に、避難経路となる橋梁については、安全な避難に必要な幅員や構造とします。

また、避難場所となる「高田地区のかさ上げ市街地」や「今泉地区の高台市街地」が認識しやすいように、誘導サインや目標となるランドマークの設置などにより、避難方向や避難経路の明確化を図ります。



※「高田地区のかさ上げ市街地に避難可能な範囲」及び「今泉地区の高台市街地に避難可能な範囲」は、高田地区のかさ上げ市街地、今泉地区の高台市街地の端部から、公園区域内の各地点の距離を図上(CAD)計測し、徒歩により移動可能な距離(約1,100m)にある範囲を着色したものです。

図-11 高田地区のかさ上げ市街地、もしくは、今泉地区の高台市街地に避難可能な範囲及び避難経路(イメージ)

なお、陸前高田市では、2014年(平成26年)7月に「陸前高田市東日本大震災検証報告書」をとりまとめ、2015年(平成27年)3月に「避難マニュアル」を策定したところであり、平成27年度以降に、地域防災計画の改定を予定しています。

これらを踏まえ、「国営追悼・祈念施設(仮称)」に設ける築山をやむを得ず避難できなかった人が緊急的に上れる場所とすることや、その他の避難施設の必要性なども含め、公園利用者の避難、避難路や築山のあり方について、引き続き慎重に検討していきます。なお、公園内での安全管理の側面から、「5. 管理・運営方針」で後述する協働体制の中で、初期段階から、避難計画や避難誘導等に関わる行政機関職員や関係諸団体等の参加を検討します。

(4) 教訓の伝承

1) 教訓の伝承のあり方

陸前高田市は、県最南部に位置し、今後の三陸沿岸道路の延伸により、県の玄関口としての重要性がより高まることとなります。こうした立地特性を活かし、三陸沿岸地域全体の震災伝承ネットワークを形成するゲートウェイとしての役割を果たすことが期待されます。特に当公園は、震災遺構を通じて津波の脅威を実感できる場所です。こうした環境や場のポテンシャルを最大限に活かして、津波防災文化の継承を図ります。

このうち、震災・防災学習のガイダンスや三陸沿岸における震災伝承ネットワークの導入の拠点として、重点道の駅「高田松原」と一体的に震災津波伝承施設の整備を計画します。

当公園は、上記施設を拠点として、震災遺構や防潮堤、水門等の防災施設などを通じた学びを提供するフィールドとして活用することにも留意のうえで整備します。また、市が中心市街地内に整備を計画する「(仮称)一本松記念館」とも相互の機能や役割分担を調整のうえ、効果的な整備を図ります。

施設内に計画する各種展示学習施設や震災遺構などのフィールドを活用し、震災体験者から直接学ぶことができる「語り部」活動やガイドツアーを検討します。



注：保存が決定しているもの、検討中のものを含みます

図-12 当公園を核とする周辺施設と連携した教訓伝承のイメージ

2) 震災遺構の保存・活用

①建築物の遺構

当公園内の「タピック 45」「下宿定住促進住宅」「気仙中学校」などは、被害の程度や破壊力の大きさなどの津波の脅威を後世に伝える、物言わぬ語り部として保存・活用します。これら建築物は、外部からの見学を基本としつつ、一部可能な範囲で内部を観察できるようにすることも検討します。

なお、「タピック 45」周辺に残存する折れ曲がった照明灯などの遺物も、建築物と合わせて一体的な保存・活用を検討します。

②石碑等

当公園内の高田松原も含めた浸水被災地域内で流出した「石碑等」の文化財等の当公園内での再建や受け入れなどについて、関係機関等とも協議しつつ今後の設計段階で検討します。

③その他の遺構・遺物

震災前に市の市街地が存在した区域の大半は、土地区画整理事業によるかさ上げ工事等に伴い姿を消すこととなります。一方、当公園区域内の一部には、震災前の街路、街割り、踏切等が存置されています。これらは、かつて存在した市街地の記憶を継承する貴重な存在であることから、可能な範囲で保存・活用を検討します。

なお、当公園内を通る今泉地区高台造成の土砂運搬ベルトコンベヤ等の基礎や支柱等についても、様々な復興事業を象徴する遺構として、一部活用を検討します。



図-13 建物、市街地、復興遺構の配置図・概要

(5) 名勝高田松原の復旧・再生

1) 名勝の本質的価値を構成する要素

高田松原は1940年(昭和15年)、史跡名勝天然記念物保存法に基づき、名勝に指定されました。その指定基準や指定理由から考えられる本質的価値は、東北地方稀に見る「壮大優美な松原」、前面に広田湾を控え、背面に氷上山や雷神山等の緑の山々がめぐる「山紫水明の景勝地」、林相整美で「清浄な林内逍遥の適地」という要素を兼ね備えた良好な海浜の風致景観といえます。

また、高田松原は名勝指定以前から数々の災害で被害を受け、その度に再生がなされてきました。このような災害に対する再生への対応そのものが、高田松原の風致景観を維持してきた無形の要素といえます。さらに、これまで世代を超えて保全への営みが継続されてきたことにより形成されてきた、松原に対する地域住民の愛着や誇りも、名勝の本質的価値を継承する無形の要素といえます。

2) 名勝の復旧・再生の基本的考え方

① 「壮大優美な松原」の復旧・再生

壮大優美な松原の要素をなす松林、砂嘴・砂浜について、中・長期的な視点で復旧・再生を図ります。

再生されるマツ林の面積は被災前に比べて減少するため、防潮堤の背面盛土への新規植栽等によりマツ林の規模を確保します。

また、整備後の管理・保育を継続的に実行するとともに、隣接して整備される防潮堤による景観的な影響を極力低減し、周辺景観との調和に配慮します。

② 「山紫水明の景勝地」の復旧・再生

名勝区域内の視点場となる砂浜を松原と一体的に再生することにより、松原を囲繞する山々への展望を確保するとともに、前面の広田湾、背景となる氷上山や雷神山等の緑の山々と松原を一望できる視点場からの風致景観を再生します。

また、古絵図等をもとに視点場を特定し、今後の砂浜や松原の再生過程を適切に経過観察し、維持・管理に反映させます。

③ 「清浄で林内逍遥適地」の復旧・再生

再生するマツ林には、静謐で逍遥に適する環境を整備するとともに、隣接する公園においてこれらと一体となった逍遥空間を整備します。

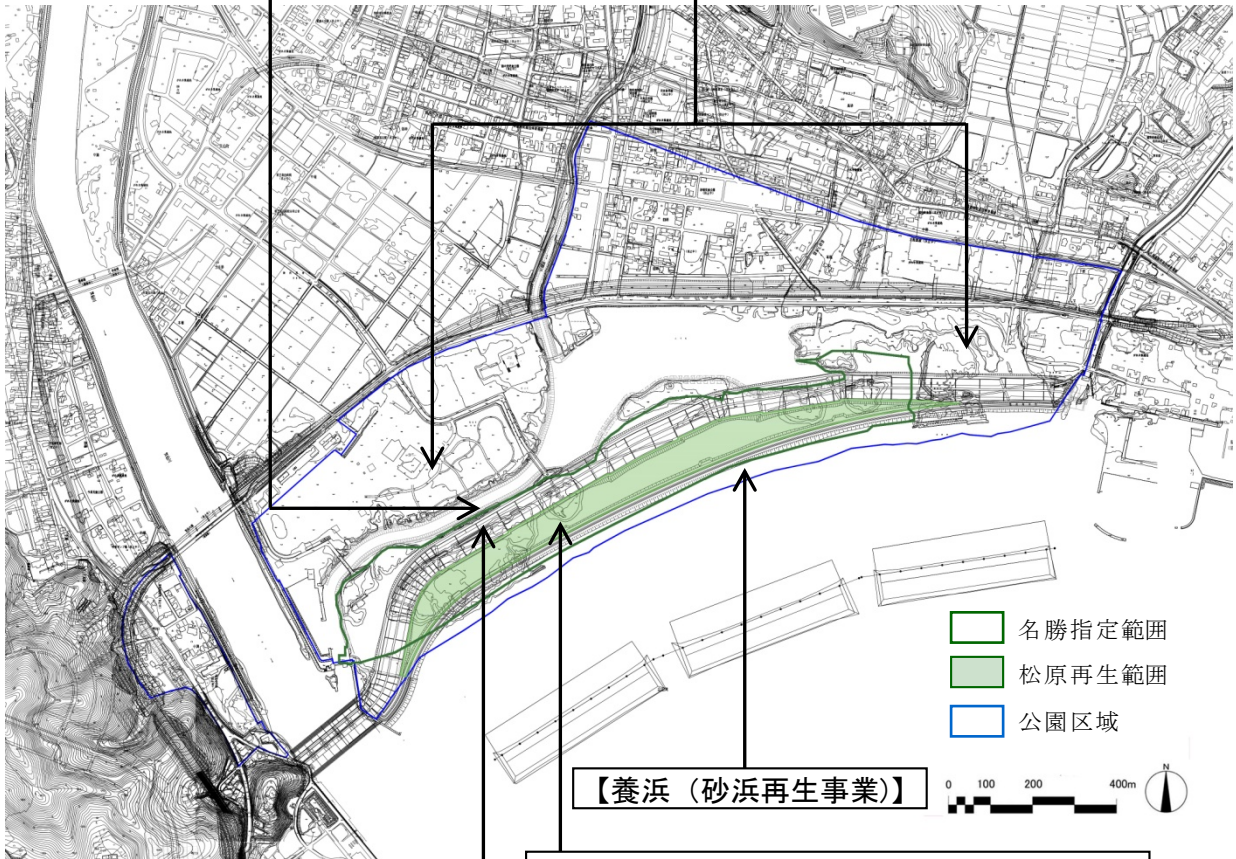
④ 地域住民の生活と一体となった復旧・再生

高田松原は、名勝指定以前から、地域住民により松原を守り育てる活動が営々と行われ、戦後も植樹活動が継続されてきている等、地域住民の協働の長い歴史があります。高田松原の本質的価値を次世代に確実に継承するため、地域住民と一体となった復旧・再生を行うとともに、地域住民とともに守り育てていくために必要な仕組みを整備します。

【名勝区域周辺全体】
各事業ごとの復旧・再生方策の実施により、名勝としての本質的価値である風致景観を再生
(視点場からの経過観察により、維持管理等に反映)

【防潮堤背面：盛土植栽による修景（公園事業）】
防潮堤背面に盛土を行い、新規にマツ等を植栽

【公園区域内：逍遙空間の創出（公園事業）】
公園区域内で、逍遙空間としてふさわしい空間の形成に配慮



【養浜（砂浜再生事業）】

【松原の再生（保安林事業）】
延長約 1,350m、最大幅員約 90mで植栽

【防潮堤：松原との景観調和（海岸保全事業）】
視覚的なインパクトを極力低減し、周辺景観に調和させるための配慮

図-14 名勝高田松原の復旧・再生方策

(6) 植栽及び自然再生

1) 古川沼の再生

古川沼の再生にあたっては、その時代の風景の記憶をとどめる人々が存在し、閉鎖性水域となる以前の水質が清浄であった時期にあり、また植生図が存在し当時の状況が類推できる時代である「チリ地震前後の1950年代から1960年代頃の古川沼」への再生を目指すことが考えられます。

再生目標とする当時の古川沼は、1959年（昭和34年）の植生図によれば、水際の泥質な環境にヨシ、ヒメガマ等が成育し、護岸上部にハマヒルガオやハマエンドウ等の海浜植物が繁茂していたと考えられます。その後、繁殖力の強いヨシが拡大し、震災直前の古川沼の周囲はヨシに覆われ、一部に海浜植物がみられる程度でした。



写真14 震災直前(2010年)の古川沼
※渡辺雅史氏撮影

古川沼の再生では環境調査等を実施し、水域の状況や地域風土の環境にふさわしい整備を目指します。

2) 防潮堤背面盛土への植栽

防潮堤（第二線堤）の背面盛土部は、下記のような条件に十分考慮して、景観形成や防災機能等を複合的に発揮できるような植栽を行います。

- ・ 国営追悼・祈念施設（仮称）に直面し景観的に見られやすい位置にある
- ・ 海から至近距離にあり、潮風等の影響を受ける位置にある
- ・ 名勝再生の観点から、高田松原と一体となった植栽が重要である

3) その他

公園内の各区域に求められる機能を踏まえ、持続的な管理の実効性にも考慮しつつ、公園内の様々な空間の特性に応じた植栽を行います。

なお、植栽や自然再生にあたっては、地域に固有な種も活用し、郷土の自然や風景の再生を目指します。

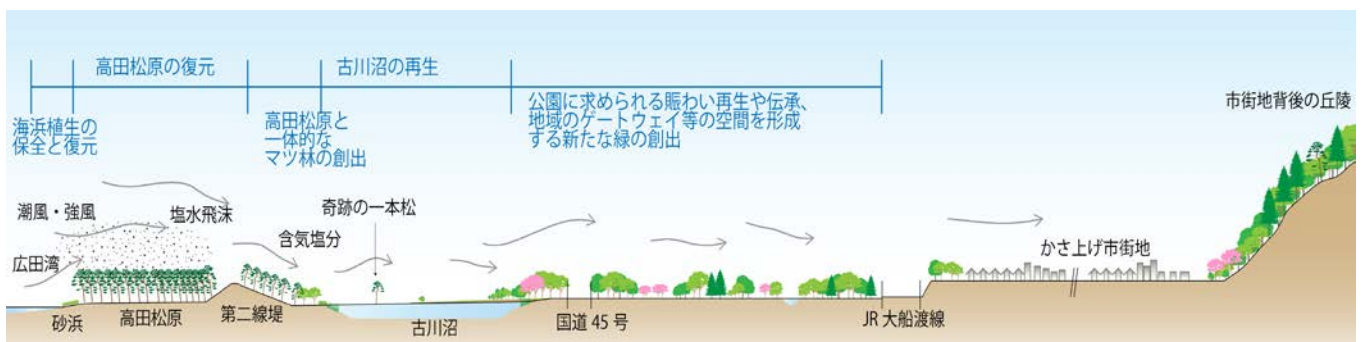


図-15 周辺環境と公園全体の断面イメージ

(7) 中心市街地等との連携

当公園と隣接する中心市街地と連携して、地域の活性化を目指した一体的なまちづくりを行うため、市や陸前高田商工会等で検討が進められている中心市街地の計画等を踏まえながら、当公園と中心市街地間のアクセス性の向上、配置される施設相互の機能の分担・連携、公園・中心市街地相互からの景観形成等を図ります。

具体的には特に下記の点に留意します。

1) シンボルロード

シンボルロードは、国道 45 号から当公園や高田地区中心市街地を経て高台へと至る幹線道路として、さらには災害時の低地部から高台への避難軸として、市が整備を計画している広幅員道路です。

平時においては当公園と中心市街地を結ぶ車両動線としてのシンボル性、災害時においては当公園や道の駅からの徒歩避難者、国道 45 号通行車両などの迅速かつ円滑な避難に供することができるように整備します。

2) 川原川沿いの空間

氷上山を水源に、中心市街地や当公園を経て気仙川河口へ注ぐ川原川は、地域の水と緑、さらには文化の軸として重要であり、公園より上流側は市の土地区画整理事業において、水辺を活かした公園緑地としての整備が計画されています。

当公園の川原川とシンボルロードの間の空間も、市街地と当公園を有機的に結ぶ緑地空間として整備します。また、当該空間に被災後も残った市道敷の活用も念頭に置いて、歩行者動線を整備します。

3) 景観形成

中心市街地は、盛土によりかさ上げされる計画であり、その連続的かつ直線的な法面や、市街地に建設される建築物等が、氷上山等の山地丘陵を背景とする当公園からの眺望に人工的な印象を与える可能性があります。

このため、当公園と市街地の境界部やかさ上げ法面や、法面上の先端部等に効果的に植栽を行うことにより人工的な印象の緩和を促進します。

4) ソフト面での連携

当公園の計画区域内には、「奇跡の一本松」や「道の駅」、「震災津波伝承施設」、「国営追悼・祈念施設（仮称）」等の多くの来訪客が期待される施設などの整備を計画しています。また、復興後の中心市街地では、「うごく七夕まつり」や「産業まつり」をはじめとする様々な祭事、イベント等が開催される見込みです。

市や陸前高田商工会等とも連携し、公園、中心市街地双方への来訪客の立ち寄りを促すようなプログラム、イベント等の実施を検討します。

5. 管理・運営方針

当公園は、岩手県を代表する復興祈念公園として、犠牲者への追悼と鎮魂の場を維持し、震災の記憶と教訓の伝承や復興のありようを国内外に向け発信するとともに、再生される中心市街地や道の駅と一体となって、交流人口の増加を促し、地域の賑わい創出に貢献する管理・運営が求められます。同時に震災前の高田松原公園に存在し、陸前高田市民に親しまれてきた名勝高田松原や古川沼、あるいは運動施設なども再生することから、地域の憩いやスポーツ活動の場としての管理・運営も併せて求められます。

これら公園運営に求められる機能をバランス良く満たし、多様な活動や取り組みが展開できる環境が整えられるなど魅力あるサービスを継続的に提供できるように、国、県、市が連携して一体的かつ効率的な管理・運営を目指すとともに、市民や市民団体、地域を活動の場とする NPO 等との協働による管理・運営体制の構築を目指します。

以下に基本的考え方、取り組みの方向性、段階的な組織化の方向性を示します。

(1) 協働による管理運営の基本的考え方

1) 復興まちづくりと連携して賑わいと交流をもたらす持続的な公園づくり

多くの来訪客が期待される「奇跡の一本松」や「道の駅」、「震災津波伝承施設」、「国営追悼・祈念施設（仮称）」などの公園内の施設と、中心市街地が一体となって賑わいと交流を創出します。

また、市街地側の取り組みとも連携し、公園完成後も継続的に新たな利活用を創出し、何度も行きたくなる、持続的な公園づくりを行います。

2) 地域コミュニティや市民と行政の絆の強化に寄与する公園づくり

公園の利用や、公園の管理運営活動への参加を通じて、震災後の地域コミュニティの絆を深め、さらには“ふるさと”に対する愛着の醸成を図ります。

同様に、当公園の管理運営活動を通じて、市民と行政、あるいは地域や世代を越えた連携や信頼関係を強化します。

3) 計画・設計段階からの多様な主体と連携した管理運営体制づくり

公園の計画・設計段階から、市民や地域団体などが主体的に参加できるしくみをつくり、公園の供用開始時には多様な主体と連携・協働した管理運営体制を構築します。

また、当公園の利用や管理運営を通じて、市民や地域団体のみならず、震災を契機に生まれた市外、さらには県外、国外の団体などとのつながりの継続し発展させます。

(2) 協働による管理運営の取り組みの方向性

1) 賑わいの再生・愛着の醸成

- ◇川原川沿いなど、中心市街地と隣接するエリアなどをはじめ、当公園と市街地を一体的に利用しうる管理運営を行います。
- ◇当公園や道の駅、中心市街地が連携し、来訪客を相互に誘引することができるプログラム、イベント等を企画し、実施します。
- ◇子供たちをのびのびと遊ばせることができる、高齢者や障害者が気軽に利用することができる、安全・安心にも配慮された管理運営を行います。

2) 交流・もてなしの心が伝わる公園づくり

- ◇被災地の復旧・復興支援にあたられたすべての方々に対する感謝、当公園を訪れた方々に「おもてなしの心」が伝わるような受け入れ体制を構築します。
- ◇復旧・復興支援を通じて形成された市外の団体や個人はもとより、国内外からの来訪客と市民との交流の場として利活用します。
- ◇当公園を訪れようとする、あるいは訪れた人に対して、インターネット等を活用したわかりやすい情報提供を行います。

3) 段階的な・継続した公園づくり

- ◇供用開始後も市民参加により継続的な公園づくり（改良、拡充）ができる管理運営を行います。
- ◇市外からでも何度も行きたくなるような公園とするため、持続的な公園づくりができる管理運営を行います。
- ◇市内の各コミュニティが活用できる空間を設けることで、お互いが切磋琢磨しながら維持管理の向上を図ります。

4) 公園づくりへの参加

- ◇誰もが自由に参加できるワークショップなど、計画・設計段階から公園づくりに参加・意見できる場を設けます。
- ◇供用開始前から当公園への関心や興味を醸成し、管理運営への参加を促すために、整備計画や設計内容等について、広報誌やインターネットホームページへの掲載、説明会の開催等によって広く紹介します。

5) 管理運営・参加体制

- ◇供用開始までの期間を利用し、段階的に管理運営組織づくりを進めます。
- ◇市内、市外を問わず、当公園の利用や管理運営に関係する様々な NPO や市民団体等が一堂に会し、相互の役割分担の調整や連携を図るための“コンソーシアム*”的な組織づくりを進めます。

*：複数の団体や個人が協働しながら共通の目的に沿った活動を行ったり、共通の目標に向かって人材やノウハウ、情報などを共有化したりする目的で結成する組織

- ◇国内外からの公園利用者や公園を利用したい団体等が主体的に管理運営に参加できる組織づくりを進めます。
- ◇管理運営組織は、行政以外の主体（指定管理による維持管理含む）が中心となって運営を行うことも検討します。
- ◇市民や様々な団体と行政が連携した公園の管理運営組織を構築することで、市民と行政の信頼関係・協力関係の強化を図ります。
- ◇管理運営組織等が当公園内での営利事業を展開し、利益を利用者に提供するサービスの質の向上に再投資できるしくみを検討します。
- ◇利用者のニーズの変化に対応できるよう、柔軟な管理運営を行います。
- ◇維持管理活動に対しても様々な主体の参加意欲が醸成されるよう、例えば植栽管理等を体験イベントに仕立てる等の工夫をします。

（3）協働による管理運営体制の段階的な組織化の方向性

当公園で管理運営に携わる多様な主体は段階的に拡大することが想定されます。また、今後、組織化にあたっては、見出される課題に対して関係者間で主体性を持って合意形成を図り進めることが重要となります。このため、次頁以降のイメージ図）に示すよう段階的な組織化を図ることとします。当公園の供用開始までには、公園の整備、維持管理、運営等に関する主体が参加し、様々な事項を協議、決定できる組織づくりを行います。

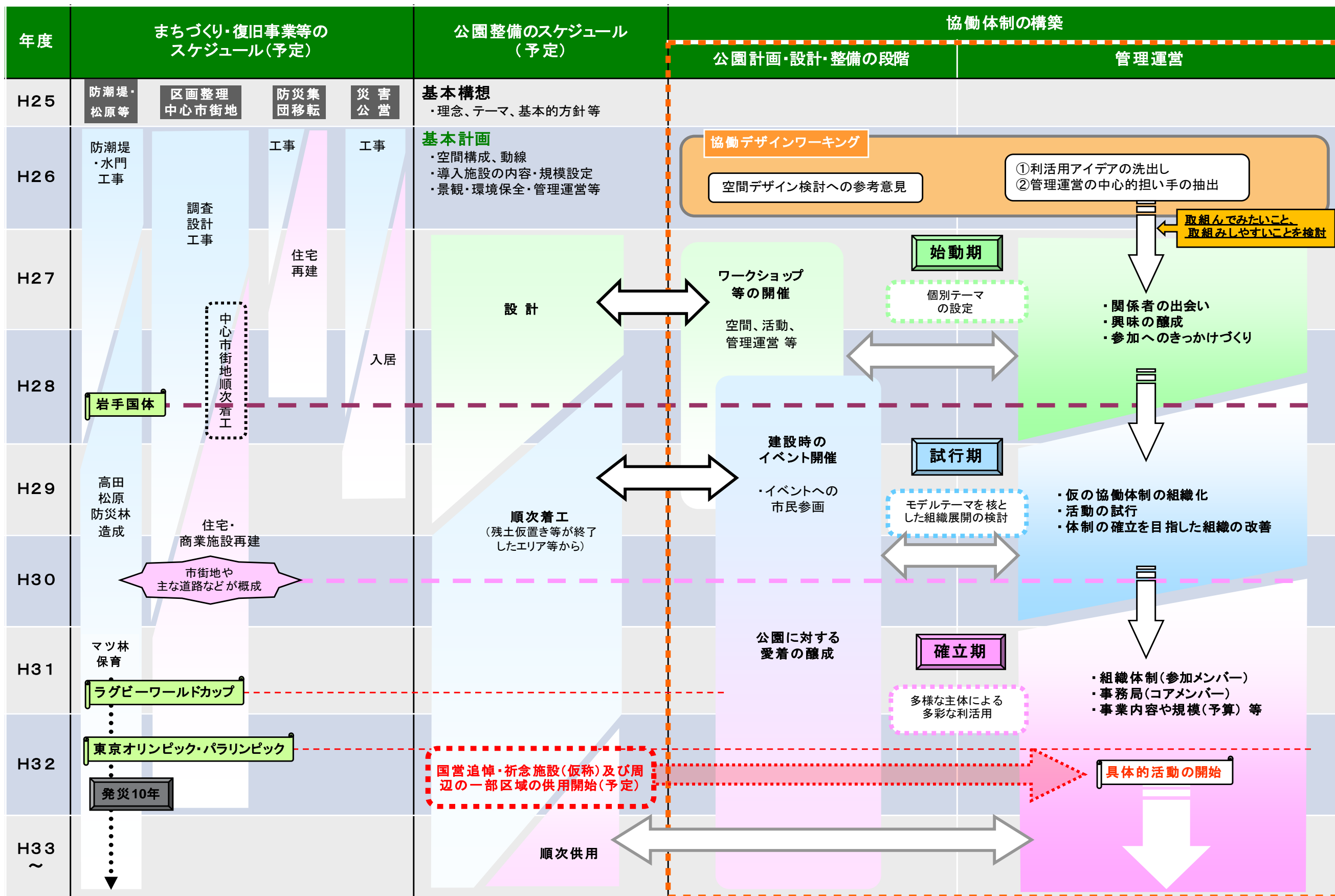


図 - 16 公園整備のスケジュールと協働体制の構築のイメージ

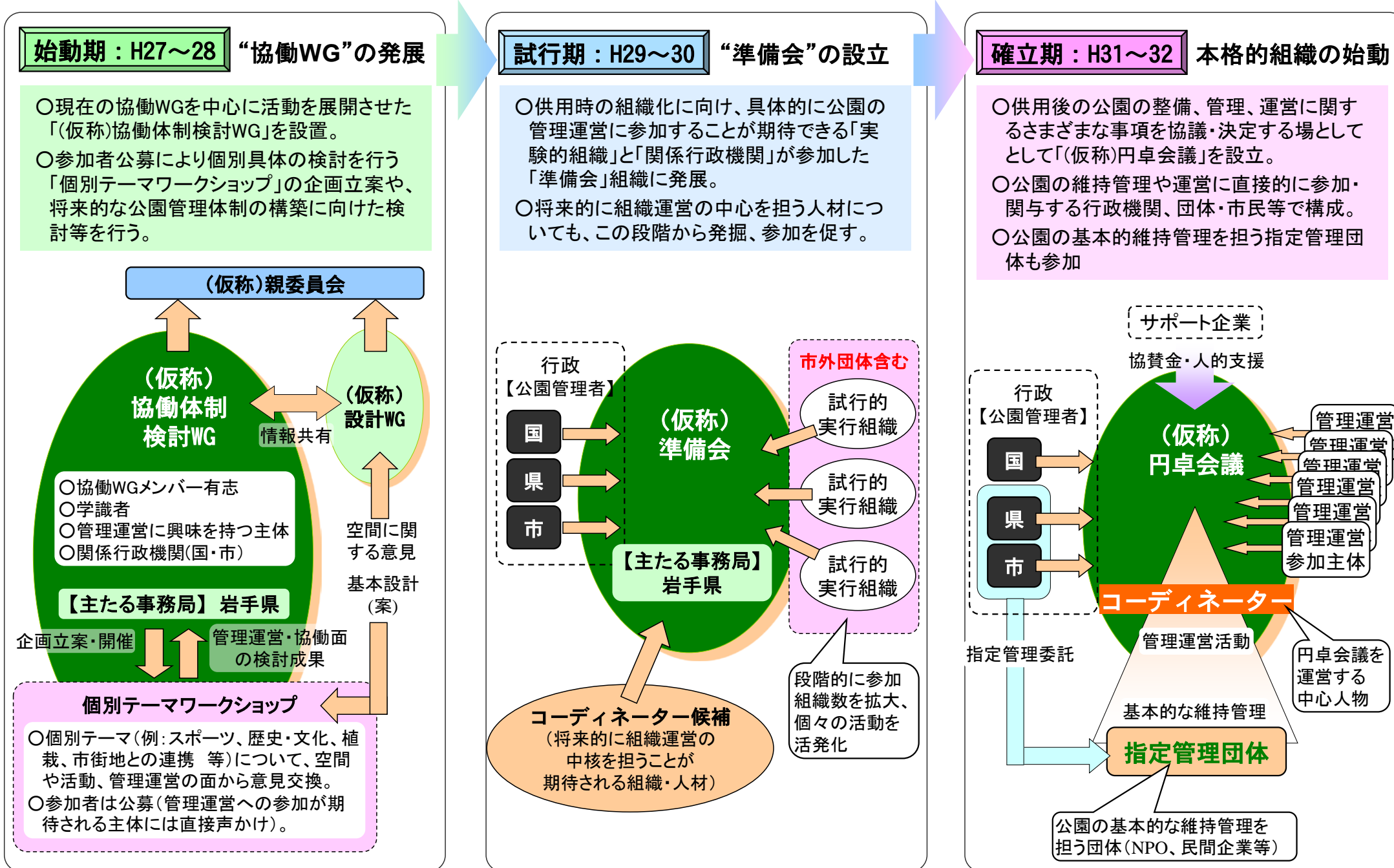


図 - 17 管理運営体制の段階的な組織化のイメージ

6. 今後の検討課題

以下に列記する事項については、今後の設計段階において、引き続き検討を行うこととします。

- ① 陸前高田市の地域防災計画を踏まえた公園利用者の避難、避難路や築山のあり方
- ② 名勝における視点場からの景観、市街地から当公園の見え方等、道の駅も含めたトータルな地域景観形成のあり方
- ③ 名勝に配慮した祈りの場などの整備のあり方
- ④ 東日本大震災で犠牲になられた方々の刻銘碑や、被災地域の石碑等のあり方
- ⑤ 市民等との協働による管理運営体制のあり方
- ⑥ 新しい市街地や住宅の整備に合わせ、将来のまちと公園との連携を考慮した整備のあり方
- ⑦ 地域の方々と時間をかけて協働で整備を進める段階的な整備のあり方

〔なお、本計画については、今後の検討の進捗に合わせ、必要に応じて適宜見直しを行います。〕